

近鉄 ICOCA ポイント還元サービス利用規約

(令和 6 年 6 月 5 日改定)

(目的)

第 1 条 本規約は、近畿日本鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、西日本旅客鉄道株式会社が発行する IC 乗車券（以下「ICOCA 乗車券」といいます。）の利用者に対して提供するポイント還元サービス（以下「本サービス」といいます。）の内容および適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 本サービスの内容および適用条件等については、本規約の定めるところによります。

2 本規約に定めのない事項については、当社の定める旅客営業規則および同細則ならびに運輸営業関係の規程類（以下「規則等」という。）に定めるところによります。

(用語の定義)

第 3 条 本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、本規約に同意のうえ、所定の手続きを経て、本サービスに ICOCA 乗車券の登録を行った個人をいいます。
- (2) 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する個人をいいます。
- (3) 「対象区間」とは、当社における本サービスの適用区間をいいます。
- (4) 「還元ポイント」とは、本規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (5) 「利用月」とは、月の初日から末日までの 1 か月間をいいます。
- (6) 「SF」とは、金銭又はポイントをチャージ（入金）することにより、ICOCA 乗車券に記録され、運賃等に利用することができる金銭的価値をいいます。
- (7) 「利用回数ポイント」とは、第 9 条の定めにより付与されるポイントをいいます。
- (8) 「特定利用サービスポイント」とは、第 10 条の定めにより付与されるポイントをいいます。
- (9) 「特定サービス」とは、第 9 条に定める利用回数ポイントと異なる条件で付与するキャンペーン等の施策をいいます。
- (10) 「還元ポイント残高」とは、本サービスの利用により積み立てられたポイント数をいいます。
- (11) 「自動券売機」とは、本サービスに対応している当社の自動券売機をいい、同券売機が設置されている駅は、当社のホームページ等で告知するものとします。
- (12) 「自動精算機」とは、本サービスに対応している当社の自動精算機をいい、同精算機が設置されている駅は、当社のホームページ等で告知するものとします。

(13)「サービス提供時間」とは、自動券売機および自動精算機が設置されている駅のサービス提供時間に準じるものとします。

(利用登録)

第 4 条 利用者は、本規約に同意のうえ、自動券売機において、サービス提供時間内に ICOCA 乗車券について利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

2 前項の定めにかかわらず、当社が別に定める方法により、ICOCA 乗車券に対して利用登録を行うことがあります。

3 利用登録に必要な情報は次の各号に掲げるとおりです。

(1) ICOCA 乗車券に記載の JW から始まる 17 桁のカード番号（自動券売機が ICOCA 乗車券のカード番号を読み取ることにより自動取得します。）

(2) 氏名

(3) 生年月日

(4) 電話番号

(5) 確認番号（電話番号の下 4 桁が自動的に設定されます。）

4 利用登録は、本サービスのシステムに前項の情報が登録された時点で完了するものとし、当該利用登録が完了した日の属する月の初日に遡り、本サービスの提供を受けることができます。

(利用登録の制限)

第 5 条 利用登録は個人名義でのみ行うことができます。法人その他の団体名義では利用登録をすることができません。

2 利用希望者は、自らが利用する以外の ICOCA 乗車券を用いて利用登録を行ってはなりません。利用希望者が利用登録を行うことができる ICOCA 乗車券は一人につき一枚に限ります。また、SF 機能の制限されている ICOCA 乗車券においては利用登録を行うことができません。

3 利用登録ができる ICOCA 乗車券は、当社の定める規則等における年齢別の区分に応じたものとします。

4 利用希望者は、本規約に同意しない場合には、本サービスを利用することはできません。また、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を通給する集団又は個人等）に該当する者又はこれらに準じる者であると認められる者は、利用登録することができません。

5 利用登録の完了後、当該利用者が前項の規定に該当することが判明した場合、当社は、本サービスにおける利用登録を無効とし、利用登録を解除できるものとします。

(利用登録の確認・変更)

- 第 6 条 利用者は、別に定める駅および時間内において、利用者本人の申請により利用登録の確認および変更を行うことができます。なお、申請には所定の申請書の提出および利用者本人であることを確認できる公的証明書等の呈示が必要です。
- 2 第 1 項に定める利用登録の確認において、登録した確認番号の確認はできません。確認番号は、登録した電話番号を前項の規定により変更を行った場合に紐づけて変更されるものとしします。
 - 3 第 1 項に定める利用登録の変更において、登録した氏名・生年月日の変更はできません。ただし、婚姻等による名義変更のほか、誤った氏名・生年月日を登録した場合など、変更について当社が合理的であると判断した場合を除きます。この場合も、利用者本人であることを証明する公的証明書等が必要です。

(利用登録の無効・解除)

- 第 7 条 利用登録後、当該 ICOCA 乗車券の SF を使用して、本サービスの対象区間を最後に利用した日の属する月の翌月から起算して 1 2 か月間当該 ICOCA 乗車券の SF による対象区間の利用がなかった場合は、本サービスにおける利用登録が無効となり、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。
- 2 前項の定めにより利用登録が無効となった場合でも、第 4 条の定めに基づき再度利用登録をすることができます。
 - 3 利用登録した ICOCA 乗車券の払戻しを行った場合で、第 14 条に定めるポイントの残高および利用情報の引継ぎをしなかった場合は、利用登録を解除したものとみなし、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。
 - 4 規則等の定めにより ICOCA 乗車券を無効として回収した場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

(還元ポイントの付与)

- 第 8 条 当社は、利用者が ICOCA 乗車券の SF を用いて対象区間を利用された月（以下「利用月」といいます。）における利用に対し、本規約に定める算定方法に基づいて還元ポイントを付与します。
- 2 還元ポイントの付与は本サービスに利用登録された ICOCA 乗車券単位で行うものとし、ICOCA 乗車券を複数枚利用登録した場合の利用額および還元ポイントの合算はできません。
 - 3 還元ポイントの計算にあたって、第 9 条および第 10 条に定めるポイントを併行して適用する場合は、第 9 条および第 10 条の端数処理にかかわらず、各々を小数点第三位まで算出の上、合計されたポイントにつき 10 ポイント未満の端数を切り捨てるものとしします。
 - 4 第 1 項による還元ポイントは、利用月の翌月 1 5 日に一括して付与します。
 - 5 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、還元ポイントを付与する日を変更する場合があります。

(利用回数ポイントの付与)

第9条 利用回数ポイントは、利用月における、ICOCA 乗車券の SF を用いて対象区間を利用した回数に応じて、下表のとおり算出して付与します。

利用回数	付与率	算出方法	端数処理
1回目から10回目までの利用	なし		
11回目以降の利用	10%	SF 利用金額×10%	10 ポイント未満の端数は切り捨て

- ICOCA 乗車券に対して、対象区間の入場および出場の記録がなされた場合をポイント算出の対象とします。
- 対象区間は近畿日本鉄道の鉄道線および西信貴鋼索線とし、生駒鋼索線および葛城索道線は対象外とします。
- ICOCA 定期券の SF を使用して、券面表示の有効期間内に券面表示区間外となる対象区間を利用したときも利用回数に合算します。

(特定利用サービスポイントの付与)

第10条 前条の規定にかかわらず、特定利用サービスとして、利用金額、利用回数、対象区間、付与率等（以下「適用条件」といいます。）を別に定め、利用回数ポイントと異なる特定利用サービスポイントを付与する施策を実施することがあります。

- 前項のポイントを付与する場合の適用条件は、あらかじめ当社のホームページへの掲載その他の相当な方法で周知します。

(還元ポイントの効力および有効期限)

第11条 本サービスの利用登録を行った ICOCA 乗車券を払い戻した場合は、還元前の当該乗車券の還元ポイント残高は全て無効となります。

- 還元ポイントの有効期限は、還元ポイントを付与した月を含む3か月後の月末とします。その期限内に第13条に定める還元ポイントのチャージが行われなかった場合は、該当する利用月の還元ポイントは有効期限切れとして失効します。

(還元ポイントに関する情報の確認)

第12条 利用者は、自動券売機または自動精算機において、所定の操作を行うことにより、下表の内容の履歴を確認することができます。

履歴情報の種類	内容	確認できる期間
利用履歴	ポイントの対象となる利用月、利用回数、利用金額	確認日の属する月から過去6か月分

(還元ポイントのチャージ)

第13条 利用者は、本規約の定めにより付与された還元ポイントを、サービス提供時間内に自動券売機または自動精算機において、利用登録された ICOCA 乗車券にチャージし

てSFとして利用することができます。なお、チャージには利用登録を行った確認番号の入力が必要です。

- 2 還元ポイントは、1ポイント1円として換算します。
- 3 チャージすることができる還元ポイントは、本規約の定めにより当社が付与する還元ポイントです。この場合、付与されたポイントは利用月単位で還元され、その一部をチャージすることはできません。
- 4 チャージは、付与された月単位で有効期限が短いものから順に行います。
- 5 確認番号を1日に連続10回誤って入力した場合は、入力制限がかかり当日中のチャージができなくなります。
- 6 前項の理由によりチャージができなくなった場合は、翌日以降のサービス提供時間内に再度、正しい確認番号を入力することでチャージすることができます。
- 7 チャージすることにより、ICOCA乗車券のSFの残高が20,000円を超えるときはチャージできません。この場合、利用者本人が自動券売機または自動精算機において所定の操作をすることにより、還元ポイントの有効期限が到来するまでの間において1回に限り、当該有効期限を翌月の末日まで延長することができます。
- 8 還元ポイントをチャージしてSFとした場合、再度還元ポイントに戻すことはできません。
- 9 第5項および第8項に定めるチャージができない場合で、第12条第2項の定めにより還元ポイントが失効した場合であっても、当社はその責めを負いません。
- 10 還元ポイントは登録したものと別のICOCA乗車券にチャージすることはできません。
- 11 還元ポイントは現金と交換することはできません。
- 12 チャージ後のSFの取扱いについては、規則等によるものとします。

(還元ポイント残高および利用情報の引継)

第14条 ICOCA乗車券の紛失、盗難等により、別のICOCA乗車券を使用する場合、又はICOCA乗車券の障害等により再発行する場合は、別に定める駅および時間内において利用者本人の申請により、当該ICOCA乗車券の登録情報、還元ポイント残高および還元ポイントの付与履歴等（以下本条において「登録情報等」といいます。）を新しいICOCA乗車券に引き継ぎます。なお、申請には所定の申請書の提出および公的証明書等の呈示が必要です。

- 2 小児用ICOCAの有効期限切れのため、別のICOCA乗車券を使用する場合は、別に定める駅および時間内に利用者本人の申請により、当該ICOCA乗車券の登録情報等を新しいICOCA乗車券に引き継ぎます。このとき、有効期限切れとなった直後の4月中に引き継いだ場合に限り、引き継ぎ後のICOCA乗車券に対して、同月初日まで遡って本サービスの提供を受けることができます。なお、申請には所定の申請書の提出および公的証明書等の呈示が必要です。
- 3 第1項および第2項の定めにかかわらず、本サービスのシステム上の都合や係員の

取扱い誤りにより ICOCA 乗車券を交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前の ICOCA 乗車券の登録情報等を新しい ICOCA 乗車券へ引き継ぐことがあります。

4 前各項に定める引継を行う新しい ICOCA 乗車券は、本サービスにおいて未登録の ICOCA 乗車券に限ります。

(還元ポイントの訂正)

第 15 条 当社は次の場合に、利用者が保有する還元ポイントを訂正することができるものとします。

- (1) 当社が誤って還元ポイントを付与した場合
- (2) その他、当社が還元ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(還元ポイントの譲渡)

第 16 条 還元ポイントは第三者に譲渡することはできません。

(還元ポイントの不正入手)

第 17 条 本規約に定める以外の方法で不正に還元ポイントを手に入れた場合は、規則等の定めにより、当該 ICOCA 乗車券を無効として回収します。この場合、保有する還元ポイントは無効となります。

(本サービスの制限又は停止)

第 18 条 当社は、規則等の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

- 2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

第 19 条 ICOCA 乗車券の紛失・盗難等により、第三者が還元ポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

- 2 確認番号を使用した手続き・操作等については、利用者本人が行ったものとみなし、そのために生じた利用者の損害については、当社はその責めを負いません。
- 3 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

(規約の変更・本サービスの終了)

第 20 条 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営状況に変化があった場合、その他の合理的な必要性がある場合は、当社は本サービスの内容について変更することができるものとします。また、当社は理由の如何を問わず本サービスの提供を終了

することができるものとします。

- 2 前項により本サービスの内容を変更又は終了する場合は、あらかじめ当社のホームページへの掲載その他の相当な方法で周知します。

(反社会的勢力の排除)

第 21 条 利用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと（日本国外の利用者については、次の各号に相当する者に該当しないこと）を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団。
- (2) 暴力団員。
- (3) 暴力団準構成員。
- (4) 暴力団関係企業。
- (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。
- (6) その他前各号に準じる者。

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する迷惑行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(個人情報利用)

第 22 条 当社は、利用者が登録した個人情報を、当社が定めた、保有個人データの利用目的の範囲内で利用します。

(管轄裁判所)

第 23 条 本サービスに関連して、当社と利用者との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって解決するものとします。

- 2 当社と利用者との間で生じた紛争について、協議しても解決しない場合は、大阪地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、法令の定めにより、日本国の管轄が認められる余地のない場合や、日本国との間に判決の相互承認および執行に関する条約や協定等が存在しない国の利用者との間で生じた紛争について、協議しても解決しない場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、大阪市において仲裁により最終的に解決されるものとします。

(準拠法)

第 24 条 当社と利用者との本サービスに関する準拠法は、すべて日本法が適用されるもの
とします。